

2017年1月2日に、

国内希少野生動植物種として

33種が追加指定され、

計**208種**となりました。



ハナヤマツルリンドウ
(©藤田卓)

ミヤコサワガニ (©成瀬賢)



ヨシムラボシジミ
(©日本チョウ類保全協会)

33

175種
2016.3

208種
2017.1

134種
2015.12

130種
2015.5

89種



国内希少野生動植物種は、「種の保存法[※]」に基づき、
個体の捕獲・採取や譲渡し等が原則として禁止されています。
今後も追加指定されていきますのでご注意ください。
種の保全へのご理解とご協力をお願いします。

[※]絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

国内希少野生動植物種の一覧 (208種)

2017年1月2日に追加指定された種 (33種)

昆虫類 (2種)	
しじみちょう科	ツシマウラボシジミ ☆
ほたる科	クメジマボタル

陸産貝類 (3種)	
なんばんまい科	アマノヤマタカマイマイ
	ウラキヤマタカマイマイ
	イハヤマタカマイマイ

甲殻類 (4種)	
さわがに科	カクレサワガニ
	トカシキオオサワガニ
	ミヤコサワガニ
	ヒメユリサワガニ

植物 (24種、うち特定国内希少野生動植物種 5種)	
いらくさ科	ヨナクニトキホコリ
うまのすずくさ科	オナガサイシン ※
	ヒナカンアオイ ※
おしだ科	クマヤブソテツ

鳥類 (37種) ☆	
あとり科	オガサワラカワラヒワ
あほうどり科	アホウドリ ○
う科	チシマウガラス
うみすずめ科	ウミガラス ○
	エトビリカ ○
かも科	シジュウカラガン
きじ科	ライチョウ ○
きつつき科	オーストンオオアカゲラ
	ノグチゲラ ○
	ミユビゲラ
くい科	ヤンバルクイナ ○
こうのとり科	コウノトリ
しぎ科	アマミヤマシギ ○
たか科	カラフトアオアシシギ
	イヌワシ ○
	オオタカ
	オオワシ ○
	オガサワラノスリ
	オジロワシ ○
つる科	カンムリワシ
	クマタカ
	タンチョウ ○
	トキ ○
はと科	アカガシラカラスバト ○
	キンバト
はやぶさ科	ヨナクニカラスバト
	シマハヤブサ
	ハヤブサ
ひたき科	アカヒゲ
	ウスアカヒゲ
	オオセッカ
	オオトラツグミ ○
	ホントウアカヒゲ

きく科	ダイトウワダン
きんたらのお科	ササキカズラ
くろうめもどき科	ヒメクロウメモドキ
さといも科	オキナワテンナンショウ ※
	ユズノハカズラ
たで科	アラゲタデ
	ダイトウサクラタデ
	ウスイロホウビシダ
ちやせんしだ科	イエジマチャセンシダ
とうだいぐさ科	ポロジノニシキソウ
	リュウキュウヒメハギ
ひめはぎ科	ホソバフジボグサ
	サクヤアカササゲ
まめ科	サクヤアカササゲ
ゆり科	クロカミシライトソウ ※
らん科	オオカゲロウラン
	オオギミラン ※
	テツオサギソウ
りんどう科	ハチジョウツレサギ
	ヤブミョウガラン
	ハナヤマツルリンドウ ☆

ふくろう科	シマフクロウ ○
みつすい科	ワシミズク
	ハハジマメグロ
やいろちょう科	ヤイロチョウ

哺乳類 (9種)	
うさぎ科	アマミノクロウサギ ○
おおこうもり科	オガサワラオオコウモリ ○
	ダイトウオオコウモリ
ねこ科	イリオモテヤマネコ ○
	ツシマヤマネコ ○
ねずみ科	アマミトゲネズミ
	オキナワトゲネズミ
	ケナガネズミ
	トクノシマトゲネズミ

爬虫類 (7種) ☆	
かなへび科	ミヤコカナヘビ
とかげもどき科	イハヤトカゲモドキ
	オビトカゲモドキ
	クメトカゲモドキ
	クロイトカゲモドキ
	マダラトカゲモドキ
なみへび科	キクザトサワヘビ

両生類 (11種) ☆	
あかがえる科	アマミイシカワガエル
	オキナワイシカワガエル
	オットンガエル
	ナミエガエル
	ホルストガエル
いもり科	イボイモリ
さんしょうお科	アベサンショウウオ ○
	アマクササンショウウオ
	オオミサンショウウオ

さんしょうお科	ソボサンショウウオ
	ツクバハコネサンショウウオ
魚類 (4種)	
こい科	イタセンバラ ○
	スイゲンゼニタナゴ ○
	ミヤコタナゴ ○
どじょう科	アユモドキ ○

昆虫類 (39種)	
あおいとんぼ科	オガサワラアオイトトンボ ○
えぞとんぼ科	オガサワラトンボ ○
おさむし科	オガサワラハンミョウ ○
	オガサワライカリモトラカミキリ
かみきりむし科	オガサワラキイロトラカミキリ
	オガサワラトビロカミキリ
	オガサワラトラカミキリ
	オガサワラモモトコバナカミキリ
	フサヒゲルリカミキリ ☆
	フタモンアメイロカミキリ
	父島列島亜種
	ウケジマルバナクワガタ ☆
	オキナワマルバナクワガタ ☆
	ヨナグニマルバナクワガタ ☆
げんごろう科	シャープゲンゴロウモドキ ☆
	フチトリゲンゴロウ ☆
	マダラシマゲンゴロウ
	マルコガタノゲンゴロウ
こがねむし科	ヤシゲンゴロウ ☆○
	ヤンバルテナガコガネ ☆○
せみ科	イシガキニイニイ
	アサマジミ北海道亜種 ☆
しじみちょう科	オガサワラシジミ ☆○
	ゴイシツバメシジミ ☆○
	ゴマシジミ本州中部亜種 ☆
	ウスイロヒョウモンモドキ ☆
	ヒョウモンモドキ ☆
	オガサワラナガタマムシ
たてはちょう科	オガサワラムツボシタマムシ
	オガサワラムツボシタマムシ
	父島列島亜種
	オガサワラムツボシタマムシ
	母島列島亜種
	シラフオガサワラナガタマムシ
	ツマベニタマムシ父島・母島列島亜種
	ツヤヒメマルタマムシ
	ベッコウトンボ ○
	アカハネバツタ
はなだかとんぼ科	ハナダカトンボ ○
	オガサワラキボシハナノミ
はなのみ科	オガサワラモンハナノミ
	キムネキボシハナノミ
	クスイキボシハナノミ

陸産貝類 (14種)	
なんばんまい科	アケボノカタマイマイ ○
	アナカタマイマイ ○
	アニジマカタマイマイ ○
	オトメカタマイマイ ○
	カタマイマイ ○
	キノボリカタマイマイ ○
	コガネカタマイマイ ○
	コハクアナカタマイマイ ○
	チヂジマカタマイマイ ○
	ヌノメカタマイマイ ○

なんばんまい科	ヒシカタマイマイ ○
	ヒメカタマイマイ ○
	フタオビカタマイマイ ○
	ミスジカタマイマイ ○

植物 (54種、うち特定国内希少野生動植物種 11種)	
いわたばこ科	ナガミカズラ
おしだ科	アマミデンダ ※
おみなえし科	シマキンレイカ ☆
こばのいしかぐま科	ホソバコウシュンシダ
きく科	コヘラナレン ☆○
きんぼうげ科	キタダケソウ ※○
きじのおしだ科	リュウキュウキジノオ
くまつづら科	ウラジロコムラサキ ☆○
こしょう科	タイヨウフウトウカズラ ☆○
さくらそう科	カッコソウ
さといも科	サキシマハブカズラ
	ヒメハブカズラ
しそ科	シマココソウ ☆○
	シモツケコウホネ
すいれん科	シモツケコウホネ
	ヒメタニワタリ ○
ちやせんしだ科	フササザラン
	マキノシダ
	ウラジロヒカゲツツジ
つつじ科	ムニンツツジ ☆○
	ヤドリコケモモ
とべら科	コバトベラ ☆○
	コモチナナバケシダ ※
ななばけしだ科	ナガバウスバシダ
	ムニンノボタン ☆○
のぼたん科	ムニンノボタン ☆○
はいのき科	ウチダシクロキ ☆○
はなしのぶ科	ハナシノブ ※○
ひかげのかずら科	ヒモスギラン
	ヒメヨウラクヒバ
	シマワラシダ
ひめしだ科	シマワラシダ
	アイイガラビ
	ホソバシケチシダ
	ヤクシマタニイヌワラビ
ゆきのした科	ヤエヤマヒメウツギ
	アサヒエビネ ○
らん科	アツモリソウ ※
	イリオモテトンボソウ
	オオスズムシラン
	オキナワセッコク ※
	キバナシュスラン ※
	クニガミトンボソウ
	コウシュンシュスラン
	コゴメキノエラン
	シマホザキラン ○
	タカオオスズムシラン
	チョウセンキバナ
	アツモリソウ ○
	ナンバンカモメラン ※
	ハガクレナガミラン
	ヒメカクラン
	ヒメクリソラン
	ホシツラン ○
ホテイアツモリ ※	
ミソボシラン	
レブンアツモリソウ ※○	
りんどう科	ヤクシマリンドウ ※☆

※ 特定国内希少野生動植物種
 ☆ 卵・種子の採取規制がある種
 ○ 保護増殖事業対象種

「種の保存法」に基づく規制

「種の保存法」に基づく国内希少野生動植物種は、捕獲・採取・損傷などが原則として禁止されています。



捕獲・採取・損傷

譲渡し等（あげる、売る、貸す、もらう、買う、借りる等）や譲渡し等を目的とした広告・陳列も原則として禁止されます。



**譲渡しや
譲渡しを目的とした
広告・陳列**

罰則



捕獲・採取や譲渡し等の規制に違反した場合…

個人の場合

**5年以下の懲役または
500万円以下の罰金**

法人の場合

1億円以下の罰金

皆様へのお願い

国内希少野生動植物種の捕獲・採取や譲渡し等（例えば、インターネット上のオークションなどでの出品）を見かけた場合には、環境省まで連絡して下さい。

**違法な行為を
見かけたら**

▶ 環境省に通報



《捕獲・採取、譲渡し等が認められる場合》

●学術研究、繁殖、教育、調査を目的とした捕獲・採取や譲渡し等は許可される場合があります。これらを行う場合は環境省への申請が必要です。

●国内希少野生動植物種のうち「特定国内希少野生動植物種※」の人工繁殖個体については、法律に基づき届け出た事業者からであれば購入できます。

※国内希少野生動植物種のうち、商業的繁殖が可能である等の一定の条件を満たすものとして指定された種を示し、その人工繁殖個体については、あらかじめ届け出ることにより、譲渡し等の業務を伴う事業（特定国内種事業）を行うことができます。特定国内希少野生動植物種の販売等を希望される場合は、環境省までご連絡をお願いします。

特定国内種事業者 (特定国内希少野生動植物種を取り扱う事業者)

事業者番号

※事業者は「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年法律第75号)第30条第1項に規定する環境大臣及び農林水産大臣に届出を行っており、以下の特定国内希少野生動植物種を取り扱うことができます。

取り扱い特定国内希少野生動植物種							
キタテハ	キタテハ	ヒメハナ	アサギ	マダラ	マダラ	マダラ	マダラ
マダラ	マダラ	マダラ	マダラ	マダラ	マダラ	マダラ	マダラ
マダラ	マダラ	マダラ	マダラ	マダラ	マダラ	マダラ	マダラ

環境省・農林水産省

届出が受理された事業者にはステッカーが配布されます。

地球のいのち、つないでいこう

生物多様性

環境省 自然環境局 野生生物課

問い合わせ先

電話：03-3581-3351 住所：東京都千代田区霞が関 1-2-2

HP：<http://www.env.go.jp/nature/kisho/index.html>